

「モネパンテル」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく 食品健康影響評価について

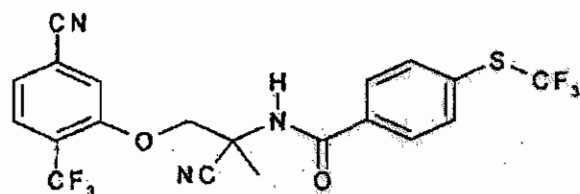
1. 経緯

「モネパンテル」については平成21年1月23日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、残留基準の設定が要請されたところである。本剤の食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

本剤は線虫駆除剤であり、今回羊への残留基準の設定が要請されている。

FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、EU及びニュージーランドにおいて残留基準が設定され、ニュージーランドにおいて平成21年1月13日付けで承認されている（EUにおいては製造販売承認の審査中である）。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記動物用医薬品の食品中の残留基準設定等について検討する。